

令和 7 年 6 月 20 日
大 阪 航 空 局

琉球エアーコミューター株式会社に対する嚴重注意について

令和 6 年 11 月 23 日、琉球エアーコミューター（以下「同社」という。）が行ったボンバルディア式 DHC-8-402 型（JA83RC）の飛行前の整備作業（前脚及びプロペラの点検作業）において、整備記録を作成していない事実が判明しました。

その後の同社による調査の結果、①非定例整備（発生した不具合に対する整備処置）の際、整備記録を起票せずに整備作業を実施していたこと、②一部の整備作業を、機体整備マニュアル（AMM）等を参照せずに実施していたこと、③整備記録等がない場合、書類を確認せずに航空法第 19 条第 1 項の基準適合性の確認を実施していたこと、④一部の整備作業（小修理、一般的保守）においては、航空機が出発した後に整備記録を作成していたことが確認されました。

大阪航空局は、令和 6 年 11 月 23 日に同社から本事案の報告を受け、同社に対し他の整備記録を作成していない事例の有無の調査指示及び安全監査を行い、多数の整備士が、整備規程及び業務規程の理解不足により、法確認が不要な作業については整備記録が不要との誤った認識から、違反行為を繰り返し行っていたこと、現場の管理職員は、規程に抵触することを認識していながら是正措置をとらず、会社内に報告をしなかったことを確認しました。

規程違反を認識しながら黙認し、会社内へ報告をしなかったことについては安全管理体制にも不備があると考えられ、同社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められることから、本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、同社における規程の遵守及び基本動作の徹底を図るとともに、安全管理システムが継続的に有効に機能するために必要な再発防止策を検討の上、令和 7 年 7 月 11 日までに再発防止策を文書で報告するよう指示しましたのでお知らせします。

大阪航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

以上

別添資料：琉球エアーコミューター株式会社に対する嚴重注意の文書

《 問い合わせ先 》

大阪航空局 安全統括室

統括事業安全監督官 近藤、前任整備審査官 守岡

電話：06-6937-2771（直通）